

概要版

鹿嶋市 こども計画

全てのこども・若者の
将来にわたる幸福の基礎を
築くまち かしま

令和7年度～令和11年度



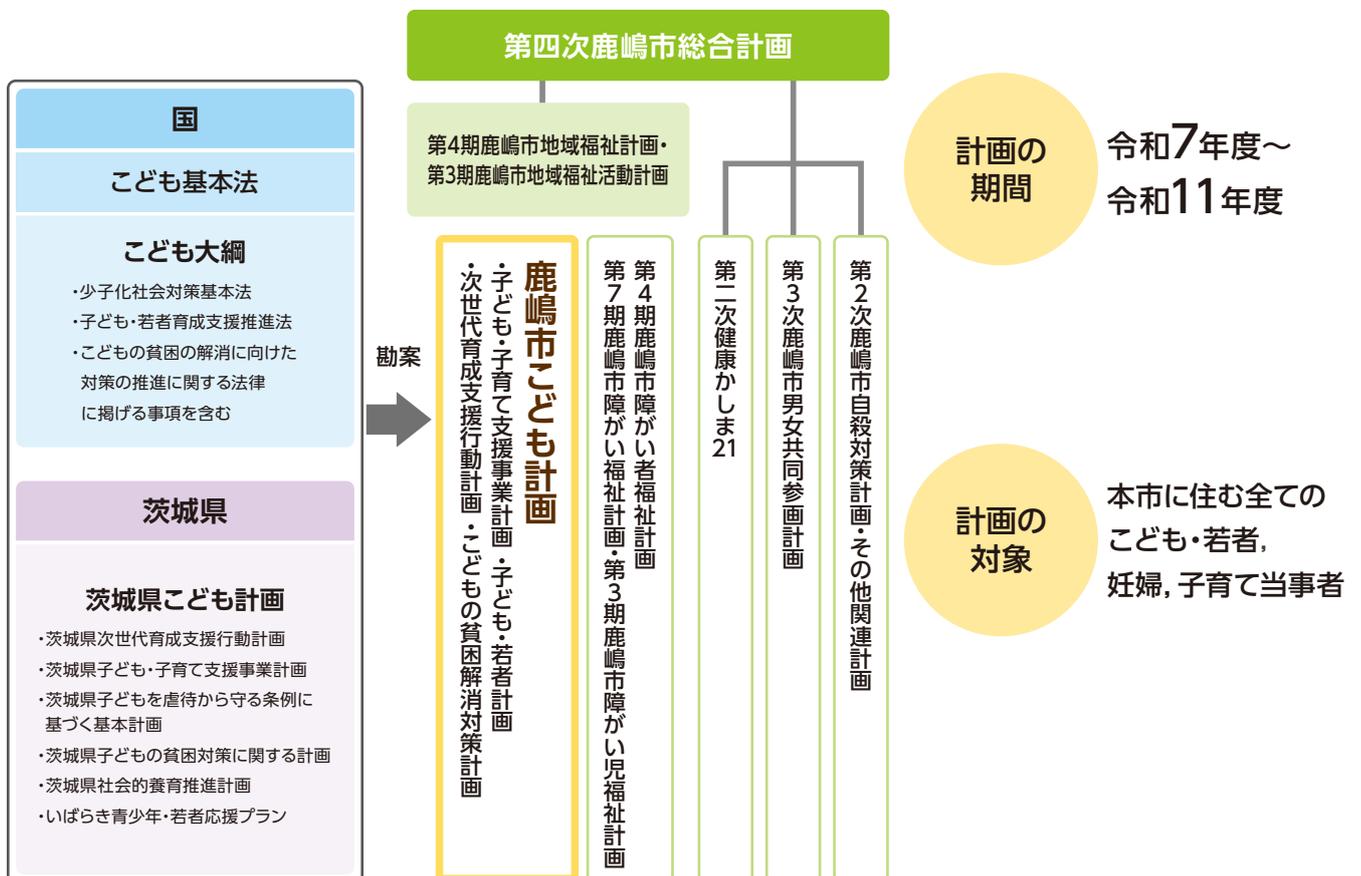
令和7年3月
鹿嶋市

計画の趣旨

- 我が国の少子化のスピードは加速しており、その背景として経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなどが指摘されています。また、近年のこども・若者を取り巻く課題は、貧困や虐待、いじめや不登校など多岐にわたっており、地域社会のつながりの希薄化などのさまざまな背景により複合化・深刻化がみられます。
- このような中、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。
- これを受け本市では、「こども基本法」及び「こども大綱」の内容に合わせて目標や施策の方向性、取り組みを再検討し、こどもの貧困解消対策やこども・若者育成支援等を含めたこども・若者・子育て支援に関する施策を体系的に推進するため、「鹿嶋市こども計画」を策定しました。

計画の位置づけ・期間・対象

- 本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱等を踏まえた本市のこども施策を総合的に推進するための具体的な方向性や主な取り組みを定めるものです。
- 本市の最上位計画である「第四次鹿嶋市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である「第4期鹿嶋市地域福祉計画・第3期鹿嶋市地域福祉活動計画」その他、こども・子育て施策に関係する各分野の計画との整合を図っていきます。



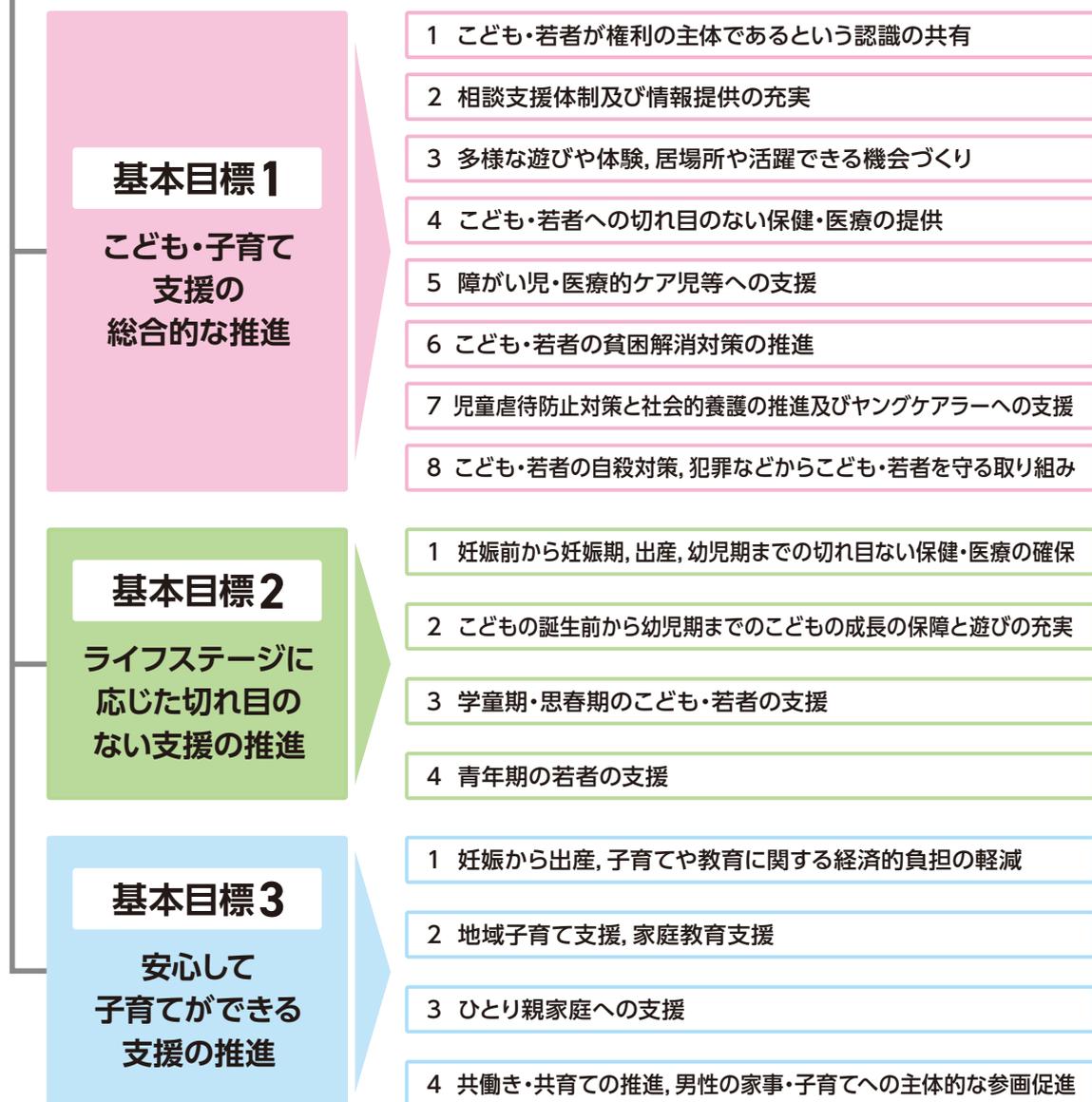


計画の基本理念と施策の体系

- こども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。
- 本計画では「**全てのこども・若者の将来にわたる幸福の基礎を築くまち かしま**」を基本理念に掲げ、全てのこども・若者が誰一人取り残されることなく、地域全体でこども・若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる環境づくりを目指します。

- 基本理念 -

全てのこども・若者の 将来にわたる幸福の基礎を築くまち かしま



3つの基本目標と主な取り組み

基本目標 1

こども・子育て支援の総合的な推進

- こども・若者の権利を保障し利益を実現するため、こども・若者が権利の主体であることを広く周知するとともに、こども・若者の成長の過程及び子育て当事者一人ひとりの状況に応じた、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。
- こどもの可能性を広げるさまざまな学びや体験活動の提供と、こども・若者が安心・安全に過ごせるまちづくり、居場所づくりを推進します。
- 疾病、障がいや貧困などの事情により支援を必要とするこどもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行います。
- 家庭内にどのような背景があってもこどもへの虐待につながらないように、子育てに困難を抱える世帯に対し包括的な支援体制を強化するとともに、関係機関の情報共有・連携によりヤングケアラーを早期発見・把握し、必要な支援につなげるよう努めます。
- こども・若者の自殺対策を推進するとともに、こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、メディアリテラシーの習得支援などを行うほか、性犯罪・性暴力や非行の防止、防犯・交通安全対策、事故防止対策等に取り組みます。

こんなことに取り組みます

こども家庭センターの体制整備【新規】

令和7年度からこども家庭センターを設置し、これまで子育て世代包括支援センター「りぼん」が行ってきた母子保健機能と、子ども家庭総合支援拠点が行ってきた児童福祉機能との連携をより強化した一体的な体制を整備します。

妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進及び、こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関し、包括的な支援を切れ目なく提供します。

教育相談体制の充実

市教育センターに教職員経験者や有資格者を配置し、児童生徒や保護者、教職員等からの教育に関する相談体制を整えます。

夜間小児救急診療所の運営

鹿嶋市夜間小児救急診療所を開設し、毎日20時から23時の時間に中学生以下の急な発熱などに対する応急処置を行います。





基本目標 2

ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

- こどもの誕生前から幼児期までにおいては、親になる準備期間の支援をはじめ、乳幼児健康診査の充実や産後ケアの提供体制の確保、特定妊婦の支援など、幼児期までの育ちを切れ目なく保証するための取り組みを進めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園や地域子育て支援サービスなどの身近な場において、こどもが健やかに過ごせる教育・保育環境の充実を推進します。
- 学童期・思春期においては、放課後児童クラブなどの安定的な運営に努めるほか、こども・若者が社会の中で自立し、主体的に判断し責任を持って行動する力を育むための教育を進めるとともに、安心して学ぶことができる環境づくりを行います。
- 青年期の若者に対しては、雇用の創出や若者の就業を促進するとともに、結婚の希望を叶える取り組みを行います。

こんなことに取り組みます

地域子育て支援拠点事業

市地域子育て支援センターや地域の子育て広場において、子育て中の親子が気軽に集い、遊びや相互交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助を行います。



こども誰でも通園制度【新規】

令和8年度に通園給付として制度化が予定される「こども誰でも通園制度」(親の就労要件等を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付)について、必要な提供体制の確保に努めます。



基本目標 3

安心して子育てができる支援の推進

- 全ての子育て当事者が安心して子育てができるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的負担の軽減とあわせて、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、さまざまな子育て支援事業を提供します。
- 子育てと仕事を両立しやすくし、共働き・共育てを推進するため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や男性の家事・子育てへの参画の意識啓発を行います。

こんなことに取り組みます

子ども特別医療福祉費(鹿福)

市独自の支援として、小児医療福祉費の茨城県補助事業(小児マル福)に上乗せし、外来の対象を12歳から18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、保険診療分の医療費の一部を助成します。

訪問型家庭教育支援事業

家庭教育支援員が小学校新1年生の家庭全戸を訪問し、子育てについての悩みや不安を聞き取りながら養育環境の確認を行い、必要に応じて関係機関へつなげます。



子ども・子育て支援法に基づく目標設定

～子ども・子育て支援事業計画～

子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育」、地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めます。

■ 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子どものための教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
<div style="border: 1px solid #f9a825; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; color: #f9a825; font-weight: bold;">施設型給付</p> <p>認定こども園(0～5歳)</p>  <p>保育所(0～5歳)</p>  <p>幼稚園(3～5歳)</p>  </div> <div style="border: 1px solid #f9a825; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center; color: #f9a825; font-weight: bold;">子育てのための施設等利用給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園<未移行> ・特別支援学校 ・預かり保育事業 ・認可外保育施設等  </div>	<p style="text-align: center; color: white; font-weight: bold;">地域子ども・子育て支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業, その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業) ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業(時間外保育事業) ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業 ⑱乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度) ⑲産後ケア事業 

1 教育・保育

①1号認定【3～5歳】

- 満3歳以上の小学校就学前子どものうち、幼稚園等での教育を希望する子ども
- 利用サービス・施設: 幼稚園, 認定こども園

単位: 人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	323	301	270	258	249
確保方策	625	637	637	637	637



② 2号認定【3～5歳】

- 満3歳以上の小学校就学前子どものうち、保育を必要とする子ども
- 利用サービス・施設: 保育所, 認定こども園

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	898	845	763	730	708
確保方策	1,038	1,038	977	977	977

③ 3号認定【0～2歳】

- 0～2歳の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子ども
- 利用サービス・施設: 保育所, 認定こども園, 地域型保育事業

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	117	114	114	114	113
	1歳児	209	220	220	216	212
	2歳児	278	264	264	254	249
確保方策	0歳児	133	133	130	130	130
	1歳児	234	234	222	222	222
	2歳児	330	330	316	316	316

2 地域子ども・子育て支援事業

《主な事業》

● 乳児家庭全戸訪問事業 《主な対象: 0歳児, 保護者》

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行います。

● 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

《主な対象: 生後6か月～小学6年生》

子どもの預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行います。

● 親子関係形成支援事業【新規】 《主な対象: 要保護・要支援児童のいる家庭》

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けます。

● 妊婦等包括相談支援事業 《主な対象: 妊産婦等》

妊産婦やその配偶者等に対し、面談等の機会を通して、子どもの育ちや出産・育児等についての情報提供・相談等を行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携を取りながら支援につなげます。

● 産後ケア事業 《主な対象: 産後1年未満の母親と乳児で、産後ケアを必要とする方》

産後1年未満の母親と乳児に対し、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。



子育てに関する相談窓口一覧

相談窓口	相談内容等	連絡先	対応時間
鹿嶋市 こども家庭センター 「りぼん」	<保健センター内> 妊娠・出産・こどもの発育発達に関すること ・母子健康手帳交付 ・伴走型相談支援(妊娠・出産・育児) ・産後ケア, 育児相談	0299-77-7806(直通) 0299-82-6218(代表)	月曜日～金曜日 (土・日曜日, 祝日, 年末年始を除く) 8:30～17:15
	<こども相談課内> 子育てや家庭に関すること ・子育てのストレス ・お子さんとの接し方 ・児童虐待, ヤングケアラー, DV	0299-77-8771(直通) 0299-82-2911(代表)	
鹿嶋市 幼児教育課	幼稚園・保育所・認定こども園等に関すること	0299-82-2911(代表)	
鹿嶋市 教育委員会 教育センター	教育や就学に関すること	0299-83-1246(代表)	月曜日～金曜日 (土・日曜日, 祝日, 年末年始を除く) 9:00～16:00
子どもホットライン (茨城県)	18歳までのこどもがさまざまな悩みを相談できる, こども専用の相談窓口	029-221-8181	24時間・年中無休
親子のための 相談LINE(茨城県)	18歳未満のこどもとその保護者が, 子育てや親子関係などの悩みをLINEアプリで相談できる窓口		月曜日～金曜日 (土・日曜日, 祝日, 年末年始を除く) 10:00～20:00
鉾田児童相談所	虐待やこどもの福祉に関するさまざまな相談を受け付けています	0291-33-4119	月曜日～金曜日 (土・日曜日, 祝日, 年末年始を除く) 8:30～17:15
児童相談所 全国共通ダイヤル	虐待かも…と思った時などに, すぐに児童相談所へ通告・相談ができる全国共通の電話番号 お近くの児童相談所につながります	189	24時間・年中無休



鹿嶋市の子育て情報の詳しい内容はWEBをチェック!

鹿嶋市 子育て応援

検索



鹿嶋市こども計画 概要版

令和7年3月

発行・編集/鹿嶋市こども相談課

〒314-8655

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

TEL 0299-82-2911(代表)